



商工もばら

茂原商工会議所アドレス
http://www.mobara-cci.or.jp

茂原商工会議所 創立70周年記念誌 Series7

商工もばら 第564号
(毎月1回発行)
発行所: 茂原商工会議所
茂原市茂原443番地
tel.22-3361(代)
発行責任者: 河野万由美
編集責任者: 石橋 佑亮



2021 12
December

茂原商工会議所HPIはこちら



茂原商工会議所で検索!!

茂原商工会議所 検索

茂原商工会議所 公式ライン開設



茂原商工会議所では、様々な情報の発信として公式ラインを開設しました。ぜひ友達追加をお願いします。

■会員数 / 1,170事業所
(令和3年10月31日現在)

当所は、昭和26年の創立から本年で70周年を迎えます。

今年度は、茂原商工会議所や茂原市の歩んだ軌跡を本広報表紙写真にてご紹介しております。

今月号は、当所(労務対策委員会)が行う事業「輝く社員表彰(旧:永年勤続従業員表彰)」の写真を掲載いたします。

写真は昭和42年のものであり、当時から会員事業所従業員の福利厚生制度の一環として実施されてきました。

「勤労感謝の日」

あっという間に11月を迎えました。

早いもので今年も残すところ2カ月を切り、年の瀬もすぐそこまで迫っています。

街の本屋さんには「2022年」と書かれた手帳も並びはじめ、着々と年越しの準備が始まっています。

さて、手帳を見て思いましたが、今月は3日に「文化の日」、23日に「勤労感謝の日」と、2日祝日があります。

10月は東京オリンピックによる特例措置として祝日の移動があったためか久しぶりに感じます。

“勤労感謝の日”は五穀豊穡を感謝するお祝いが由来とされていますが、仕事を頑張る方へ労いと感謝を伝える日ともなっています。

昨今、“働き方”において様々な改革が進められるなか、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークやオンライン会議が推奨されるなど、更に大きな変革が求められています。

こういった状況だからこそ、今一度、事業所の運営や事業の遂行に欠かせない人材に目を向け、日頃の苦労をねぎらい、感謝の気持ちを伝えてみてはいかがでしょうか。

茂原商工会議所では、引き続き新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受ける中小・小規模事業者に対し、経営相談窓口を設置しております。資金繰り、助成金制度の活用等についてのご相談を受け付けておりますので、是非ご活用ください。

outline	● 千葉県中小企業等事業継続支援金 他	2
	● 茂原市中小企業等事業継続支援金	3
	● 月次支援金 他	4
	● インフォメーション (各種お知らせ)	6

支援金

(11月1日時点)

■千葉県中小企業等事業継続支援金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の皆さまに対して、幅広く支援金を支給することにより、事業の継続・立て直しのための取り組みを支援するため、支援金を支給します。また、時短要請や外出自粛が長期間に及んだことから、幅広い事業者を対象とする支援金Aについて、以下の通り追加支給を行います。

追加支給について

法人：これまでの20万円(既存分)に加え、10万円を追加支給＝合計30万円
 個人：これまでの10万円(既存分)に加え、5万円を追加支給＝合計15万円
 ※申請中の方・支給済の方については、新たな申請は不要です。
 11月下旬から12月を目途として、追加分の支援金を支給します。

支給対象

①千葉県中小企業等事業継続支援金(支援金A)

下記の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業等又は個人事業者等であること。
- (2) 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)(令和3年4月～令和3年9月の間における時短営業等の要請に対する協力金)」の支給対象とならないこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～令和3年10月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で30%以上減少していること。
- (4) 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。
- (5) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (7) 「暴力団排除に関する規定」(申請要領P45を参照)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。

②千葉県中小企業等事業継続支援金(支援金B)

- (1) 令和3年3月31日までに創業した酒類販売事業者等で、申請時点で千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業又は個人事業者等
- (2) 千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)(令和3年4月～令和3年9月の間における時短営業等の要請に対する協力金)」の支給対象とならないこと。
- (3) まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～令和3年10月までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して70%以上減少した月があること。
- (4) 令和3年4月～令和3年9月の間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に応じている飲食店と直接又は間接の取引があること。
- (5) 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。
- (6) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (7) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (8) 「暴力団排除に関する規定」(申請要領P45を参照)を遵守し、本件に係る千葉県警察本部への照会について、予め承諾すること。

お問合せ先

千葉県中小企業等事業継続支援金コールセンター
 フリーダイヤル 0120-179-155

特設サイト(詳細)▶



支援金

(11月1日時点)

■茂原市中小企業等事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、茂原市中小企業等事業継続支援金を支給します。

給付額	1事業所あたり5万円(申請は1事業所につき1回限り)
支給要件	1.「千葉県中小企業等事業継続支援金」の交付を受けていること。 2. 茂原市内に「主たる事業所※」を有する中小企業、個人事業主等であること。 ※法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。 個人事業主(青色申告)の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。
申請手続	○受付期間 令和3年11月1日(月)13時00分～令和4年1月31日(月)16時00分まで ○受付方法 オンライン提出及び郵送での申請受付を行います。 なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から、窓口による対面受付は行いません。 ご不明な点は電話またはメールにて対応させていただきます。 なお、速やかに手続きを進めるため、オンラインでの申請を推奨します。 (1) オンライン申請の場合 本支援金のポータルサイトから提出できます。 (2) 郵送申請の場合 申請書類を下記宛先に郵送で提出してください。 (令和4年1月31日(月曜日)消印有効) ※簡易書留など追跡のできる方法で郵送されることをお勧めします。 ※切手を貼付の上、差出人住所及び氏名を必ずご記載ください。 ※送料は申請者でご負担をお願いします。 【宛先】 〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階 茂原市中小企業等事業継続支援金事業 事務局(JTB千葉支店内) オンライン申請は こちらから 
提出書類	右記よりご確認及びダウンロードをお願いします。 茂原市HP▶ 
問合せ先	茂原市役所(6階) 商工観光課 20-1528

支援金・協力金・補助金

(11月1日時点)

■ 月次支援金

2021年4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を支給します。

給付額	中小法人等……上限20万円／月 個人事業者等……上限10万円／月 (給付額=2019年又は2020年の基準月(※1)の売上-2021年の対象月(※2)の売上) ※1 2019年または2020年における対象月と同じ月 ※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。
対象要件	①対象措置に伴う飲食店の休業や時短営業または外出自粛等の影響を受けていること(※3) ②2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること ※3 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。 (注) 1. 以下の2. を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。 2. 「対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引があること」、または「対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引があること」による影響を受けて、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していれば給付対象となり得ます。 3. 月次支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。そのため、事業者の全ての2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要があり、特定の店舗・事業のみ月間売上が50%以上減少したとしても給付要件を満たしません。
お問合せ先	月次支援金事務局相談窓口 フリーダイヤル 0120-211-240
	特設サイト(制度詳細) 

■ 千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店を運営する事業者向け)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、千葉県は、時短営業等の協力要請を行いました。この要請に応じた事業者に対して、「千葉県感染拡大防止対策協力金」を支給いたします。

支給要件・支給額等	支給要件、支給額等については、特設サイトよりご確認ください。 特設サイト(制度詳細) ▶ 
お問合せ先	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター TEL 0570-003894

■ 事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。

また、コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。

補助額	《中小企業》 通常枠:補助額100万円～6,000万円(補助率2/3) 卒業枠:補助額6,000万円～1億円(補助率2/3) 《中堅企業》 通常枠:補助額100万円～8,000万円(補助率2/3) グローバルV字回復枠:補助額8,000万円～1億円(補助率2/3)	特設サイト  https://jigyousaikouchiku.jp/
対象要件	①申請前の直近6カ月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。 ②事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。 ③事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小事業等 ④補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。 ※申請は、政府補助金電子申請システム(Jグランツ)による電子申請のみの受付となります。	

補助金

(11月1日時点)

■ 小規模事業者持続化補助金(一般型)

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等が持続的な経営に向けた経営計画、販路開拓等の取り組みや、販路開拓等と併せて行う業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

対 象	小規模事業者等	補 助 限	50万円(または100万円※) ※「認定市区町村による特定創業支援事業の支援」を受けた場合、または、2020年1月1日以降に開業または法人設立した場合は、上限100万円
補助率	2/3	公 募 スケジュール	■ 7次締切: 令和4年2月4日(金) ※7次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います(制度内容、予定は変更される場合があります)。

■ 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に関する取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助します。

対 象	小規模事業者等	補 助 限	100万円 ※「感染防止対策費」は補助金総額の1/4(最大25万円)が上限。ただし、緊急事態宣言の再発例による特別措置を適用する事業所は、補助金総額の1/2(最大50万円)に上限を引き上げ。なお、補助上限額を100万円に上乗せして交付されるものではありません。また、感染防止対策費のみを補助対象経費に計上した申請はできません。
補助率	3/4	公募スケジュール	■ 5次締切: 令和4年1月12日(水) ■ 6次締切: 令和4年3月9日(水)

青年部通信

～クラウドファンディングご支援いただいた皆様へ～

10月1日から10月31日23時までの周年記念事業のクラウドファンディングにおきまして、多くの方々に多大なるご支援をいただき、「175名の皆様より総額3,095,000円のご支援をいただき事が出来ました事をご報告させていただきます。

皆様から頂戴しましたお金は全て、情報サイトの製作費、広

告宣伝に掛かる販促品、返礼品、送料等の経費、レディーフォーの手数料に充てさせていただきます。

2月末のサイト公開に向けて、メンバー丸となって準備を進めておりますので、ご期待くださいませ。ご支援をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも茂原YEGを宜しくお願いいたします。

茂原YEG会長 原田 佑介



INFORMATION

茂原商工会議所
インフォメーション

耳より情報!



日本政策金融公庫貸付金利改定のお知らせ

○経営改善貸付 年1.21%(R3 11.1現在)

「相談窓口」となり 「皆さんの事業」を支援します

●中小企業における「経営革新・業種変更」「創業・ベンチャービジネス」及び「よろず相談」等の、窓口相談と支援を行っています。

弁護士による法律相談を行っています

当所会員の方は
お気軽にお問合せください。

会員企業
限定

- 相談日 12/16(木)
- 時間は、14時～17時
- 相談料 無 料
- 事前予約が必要となります。

※詳細はHPをご覧ください。
URL <http://www.mobara-cci.or.jp>

茂原商工会議所・中小企業相談所

住所:茂原市茂原443番地
TEL:22-3361 FAX:23-7895

千葉県信用保証協会による 相談会を実施

要 予 約

相談料無料

お問合せ

茂原商工会議所・中小企業相談所 TEL:22-3361

小規模企業共済制度ご案内

■個人事業主や会社役員のみなさんを応援
する国の共済制度です!

小規模企業の、個人事業主又は会社等の役員の方がやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

安心・確実な国の共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

事業資金等の貸付制度も充実

ライフプランに合わせた共済金の受取方法

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/124>

更新日が近い方は、今すぐお電話を。

集団扱自動車保険のご案内

◆この制度の特徴

- 集団扱の契約者となれるのは茂原商工会議所会員事業所及びその役員、従業員の方々が加入できます。
- 自動車保険の保険料が一般で加入した場合と比べて年払いなら5%割引、月払いでも分割割増がありませんので、実質保険料が割安になります。
- 保険料は保険開始月の2ヶ月後にご指定の口座より自動引落としとなりますので、加入時に現金のご用意は不要です。
- 他の保険会社等（一部共済を除く）から切替えても無事故割引が継承できます。

※上記は「集団扱自動車保険の概要」をごく簡単に説明したものです。詳しい内容を記載した「パンフレット」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご不明な点、具体的な手続きその他詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

◆引受保険会社 一順不同一

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0475-23-5311

損保ジャパン日本興亜 TEL:0475-20-3527

AIG損害保険 TEL:043-382-4020
(A06A151176)

倒産防止共済制度

■連鎖倒産から中小企業を守ります!

取引先企業の倒産による連鎖倒産から事業主を守る共済制度です。

- ① 最高8,000万円の共済の貸付けが受けられます。
- ② 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
- ③ 掛金は税法上、経費または損金に算入できます。
- ④ 一時貸付金制度も利用できます。

小規模企業共済・倒産防止共済についての
お問合せは

茂原商工会議所 TEL 22-3361

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/125.html>

検 定 だ よ り 検定試験、合格おめでとうございます。**第223回 珠算能力検定試験成績表**

1級 ○吉原 光栄 ○森田日那里 / 3級 ○内窪 恵吾 ○熊切 大翔 ○田村 心唯
 3級 ○井川 心咲 ○子安 梨愛 ○土田 凜恋 / 4級 ○齋藤龍之介
 6級 ○熊切 心奏 ○鵜澤 栞和 ○宮城 美月 ○林 桃子 ○小高 瑠依

新しい労災リスクから
 会員の皆様をお守りする

全国商工会議所の「業務災害補償プラン」**大好評**

うつ病による自殺や過労死など新しい労災は年々増加。そしてその賠償金も高額化の傾向に…。しかも、平成18年の労働安全衛生法の改正により、企業側の責任は厳格化の方向。これらの労災リスクにしっかり対応でき、しかも低廉な掛金で加入できる新しい補償プランができました。

業務災害補償プランの特徴

お見積り、ご加入手続きは引受
 保険会社にお問合せください。

- 全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な掛金(約半額水準)
- 労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに*保険金のお支払いが可能
- 契約は無記名式。短期労働者やパート・アルバイトも包括自動補償
- 掛金は売上高と業種で算出 掛金は全額損金算入可能

【お問合せ先】茂原商工会議所(募集覚書締結商工会議所になります。) TEL.22-3361

茂原商工会議所
 会員限定サービス

新・ビジネス情報同封サービス「ビズPlus」のご案内

茂原商工会議所会報「商工もばら」にあなたの会社の商品やイベント情報を同封し、約1,300社の会員事業所様へPRしませんか!?

- 同封できるもの ①A4サイズまでなら折らずにそのまま同封可能です。
 ②データのみでも受付いたします。(但し別途印刷費が掛かります。)
- ご利用料金 1ヶ月 22,000円(税込)
 (半年契約 8月又は1月を除く5ヶ月は10%割引)
 (年間契約 8月及び1月を除く10ヶ月は20%割引)
 ※消費増税に伴い令和元年10月から上記価格へ改定



【詳細・お問合せ先】茂原商工会議所 TEL.22-3361 広報担当

制度改正に伴う専門家派遣等事業

HP開設や更新を検討している方へ

コロナ支援策の補助金でITを導入・活用する!

導入に**最大50万**の補助金を活用しよう

新型コロナウイルス拡大の影響で、新たな消費の形が浸透しています。外出自粛や巣ごもりに合わせて非対面接客・電子商取引などが売上の柱となり、従来の経営戦略・販売方法を続けても採算が取れなくなってきました。

コロナ禍で売上を伸ばしている企業は、変化しているお客様のニーズを捉え「IT」を上手く業務に取り入れて売り方やモノの見せ方を変えています。つまり、ITは経営力を強化する手段になり、今の状況下でより重要になる要素なのです。本講習会はIT導入・強化に活用できる「新型コロナウイルス感染症対策の政府支援策」をご説明するとともにITを活用して経営力の強化を目指すノウハウを伝授します。国の支援策「持続化補助金」など小規模事業者だからこそ申請できる制度を上手く活用してIT化を始めてみませんか。



〈プロフィール〉

■ 講師：小宮山 真吾 氏

2010年度全国高評価講師 第1位。全国で売上アップの連続セミナーを開催。コーチングを取り入れた内容は、参加者の問題解決や気づきに活かされ、内外から高い評価を受け開催オフ会が後を絶たない。オリジナルメソッドで、すぐに実行できる実践体験型セミナーを提案している。

【著書】「はじめてのネットショップ 開店・運営講座」、「はじめてのネットショップ開店・運営のコレだけ!」(ともに技術評論社)

【公式ホームページ】<https://sophiabrain.jp/>

講演内容

- ・新型コロナウイルスの政府等支援策とは
- ・経営力強化を図るIT取組について
- ・小規模事業者でも採用しやすいHPを活用する
- ・「問合せ・受注が増える」ストーリー作り
- ・「問合せ・受注が増える」ページづくり・集客・リピート
- ・Googleマップ上位表示MEO対策とは

《講師》

ソフィアブレイン代表

こみやま しんご
小宮山 真吾氏

《開催日時》

10月22日(金) 18:00~20:30

《開催場所》

茂原商工会議所 2階 大会議室 ※対面実施

《定員》

15名(定員になり次第、締め切ります。)

《受講料》

無料(どなたでも可)

《お申込み》

会議所HPの予約画面、またはFAXにてお申込みください。

《主催》

茂原商工会議所

《お問合せ》

TEL.22-3361 FAX.23-7895

【感染予防】受講の際にはマスクの着用、受付にて手指の消毒等感染防止対策にご協力ください。当日に体調が優れない方、発熱のある方の出席はご遠慮ください。

個別相談の
ご案内

別日に本講習会の振り返りやコロナ支援策に関する質問にお応えする個別相談を設けております。ぜひ、そちらの参加もご検討ください。日時、予約等の詳細は茂原商工会議所まで

----- 切り取らずにご返送ください -----

「コロナ支援策の補助金でITを導入・活用する!」 【10月22日(金)開催】

茂原商工会議所 行 ⇒ FAX:23-7895

事業所名		TEL	
所在地			
受講者名	①	②	

※お申込みいただいた皆様の情報は、別日で実施する経営個別相談のご紹介等のみに利用させていただきます。